

「被保険者・受給者の範囲」の拡大に関する意見(抄)

平成16年12月10日
社会保障審議会介護保険部会

本部会での検討結果

(1) 介護保険制度を普遍的な制度へと見直すことについて

- 現行の制度は、給付面から見れば、65歳以上の介護ニーズと40歳から64歳までの老化に伴う介護ニーズに対応するものであり、実質的には「高齢者の介護保険」であると言える。
- こうした現行制度に対し、介護保険制度の将来的な在り方としては、要介護となった理由や年齢の如何に関わらず介護を必要とする全ての人にサービスの給付を行い、併せて保険料を負担する層を拡大していくことにより、制度の普遍化の方向を目指すべきであるという意見が多数であった。

(2) 被保険者・受給者の対象年齢を引き下げるとした場合に制度設計上検討すべき事項について

(給付に関する論点)

- ・ 「介護ニーズの普遍性」という観点を重視すれば、被保険者・受給者の対象年齢を0歳以上とすべきという意見があった。

(負担に関する論点)

- ・ 対象年齢については、「20歳以上」、「25歳以上」、「30歳以上」とする案を基に議論されたが、「20歳以上」とするのは未納や滞納の問題が懸念され、難しいのではないかという意見があった。

(施行方法・時期に関する論点)

- ・ 具体的な時期に関しては、円滑な準備を進めるために4年後の第4期（平成21年度以降）を施行時期として明確化すべきという意見がある一方、制度改正の具体化までには相当な準備が必要であることから施行時期を明確化するのは時期尚早であるという意見があった。
- ・ また、制度の普遍化の具体化には時間要するとしても、「制度の谷間」の問題については早急に対応を検討すべきであり、特に40歳以上の末期がんで介護を必要とする者については介護保険による給付を受けられるようにすべきであるという意見があった。

今後の進め方

- 今後、被保険者・受給者の範囲の拡大に関連した制度改正を実施するとした場合には、相当な準備が必要である。また、制度の持続可能性を維持する観点から、現行の介護保険制度下においても給付の効率化・重点化などの改革に早急に取り組む必要がある。
- 一方、政府の基本方針（「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2004」）においては、社会保障制度全般について一體的な見直しを開始し、平成17年度及び平成18年度の2年間を目途に結論を得ることとされているところであり、介護保険制度の普遍化については、こうした動向も十分に踏まえる必要がある。
- したがって、介護保険制度の普遍化に関しては、これらの状況を踏まえ、円滑な制度改革を図ることが重要であり、社会保障制度の一體的見直しの中で、その可否を含め国民的な合意形成や具体的な制度改革案についてできる限り速やかに検討を進め、結論を得ることが求められる。